

レンタル約款

当社はこの約款に定める賃貸清掃機器（以下「レンタル機」とする）を借受人（以下「借主」とする）に貸し渡すものとし、借主はこれを借り受けるものとします。

（レンタル料金）

1. レンタル料金は当社の設定した料金に基づき請求します。
2. レンタル料金には、運搬料金及び、燃料費等は含まれていません。
3. レンタル機の搬出搬入費用及び、使用に伴う燃料費等は借主の負担とします。
4. レンタル料金は、原則現金前払いにて申し受けます。
5. レンタル機を使用する現場、また清掃内容によっては別途追加料金を申し受けます。

（レンタル期間）

1. レンタル期間は、当社の指定場所からレンタル機が搬出された日から返還された日までとします。

（レンタル延長）

1. レンタル期間を延長する場合は、必ず事前に当社へ連絡するものとします。
2. レンタル機に使用予約が入っている場合は、当社はレンタル延長の申し出を断れることとします。
3. 無断で返却予定日を超過した場合は、日単価にて超過分を倍額加算とします。

（責任義務）

1. 借主は、貸出中のレンタル機については善良な管理者として、これを使用、保管する義務を負い、不当な方法で使用したり、無断で第三者に貸与、交付したりすることは出来ません。
2. 借主は保管場所を当社に連絡する義務があります。
3. レンタル機の故障等で生じる借主の損失（休業補償・商業損失・人件費・材料費等）は借主の負担でお願いします。故障したレンタル機のレンタル料のみ貸主の負担とします。
4. 貸出中のレンタル機の破損及び故障の際は、借主は直ちに当社へ連絡することとします。
5. 使用上の不注意、又は故意的破損、盗難、紛失についての実費は借主の負担となります。
6. 貸出中のレンタル機の消耗品の免責は別頁表①の通りです。
7. レンタル機の管理を怠ったことから発生した重度の汚染又は損壊については、当社は借主に別途清掃料及び修理料を請求できるものとします。
8. 当社の基地にレンタル機を受け取りに来られた方と現場で使用される方が違う場合、レンタル機を受け取りに来られた方は現場で使用される方に機械の取扱説明を行うこととします。

9. 借主は貸出中にレンタル機に万一、故障やトラブルが起きても損害や事故が発生しない様、事前に万全な安全対策、災害対策を講じて下さい。
10. 遠方や夜間、又は海上や突発工事での使用は必ず予備機械の用意をお願いします。

消耗品の免責（表①）

日数	3ヶ月以内	3ヶ月～6ヶ月	6ヶ月～1年	1年以上
当社負担	全て負担	・モーター ・バッテリー ・フィルター		
借主負担		・スクイジー替 ゴム ・その他ゴムに 関する消耗品	・モーター ・バッテリー ・フィルター	全て負担

（搬出・返還）

1. レンタル機の貸出・返却は原則として当社の敷地内で行います。
2. レンタル機の搬出・返還は当社の勤務時間内である9時00分～17時00分の間に行います。
3. 当社にレンタル機を受け取りに来られる方は、レンタル機を安全に運搬することのできる移動手段を用意してください。また、これを怠った場合、当社は借主に対して賃貸を断ることができるものとします。

（修理）

レンタル機の賃貸中に修理が発生した場合は直ちに修理ができないので、代替レンタル機がある場合は当社にて交換します。

（途中解約）

長期レンタルにおいて、レンタル期間内での途中解約をする場合は、1ヶ月前より当社へ書面にて連絡してください。

（契約解除）

約款で定められたことが守れない場合、当社は借主に催告をせずに契約を解除することができます。

（その他）

上記以外の契約事項については、契約時に話し合いによって詳しく取り決めます。

年 月 日

氏名 _____ ㊟